

佐賀県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和7年1月7日から令和7年2月6日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 神埼北茂安 線	神埼郡吉野ヶ里町豆田字城松 1067番地先から 神埼郡吉野ヶ里町豆田字城松 1100番2地先まで	後	364.0～ 10.5	372.0
	—————	前	—————	—————